

消 防 予 第 142 号  
平成 26 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

## 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市の有床診療所の火災において、関係行政機関で法令違反等に係る情報が適切に共有されていなかったことなどを踏まえ、有床診療所が実施すべき防火対策の履行状況について、関係行政機関が横断的にチェックできる「有床診療所防火対策自主チェックシステム」（以下「システム」という。）を整備し、下記のとおり運用を開始することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 目的

有床診療所の事業者（以下「事業者」という。）が自らシステムにアクセスし、防火対策の履行状況をシステムに入力することにより、事業者自身の防火意識の向上を図るとともに、関係行政機関がシステムに入力された情報を共有し、事業者に対する効果的な是正指導の推進に活用する。

#### 2 システムの特徴

##### (1) 点検項目の設定

事業者が入力する点検項目については、消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策を横断的に設定

##### (2) アラート機能の実装等

事業者によるシステムへの入力内容に違反がある場合や、システムへのアクセスが一定期間ない場合にシステム上で警告（アラート）を表示し、事業者自身が視覚的にわかりやすく防火対策の実施状況を確認

##### (3) 日常管理項目の表示

(1) 以外にも日常的に確認が必要な事項をリスト化することにより、日々の防火対策に活用

##### (4) 入力状況の閲覧・出力

消防本部は、管轄している事業者における点検項目の入力結果のほか、システムへのログイン履歴を閲覧し、出力することにより、医療部局や建築部局と情報共有を図り違反事業所に対

して連携した是正指導に活用

### 3 運用開始日

平成26年4月1日（火）

### 4 システムの利用対象者

#### (1) 有床診療所

「消防機関が保有する有床診療所の対象物情報の提供について」（平成26年2月19日付け消防予第44号）に基づき回答の得られた有床診療所（8,085事業所）

#### (2) 消防本部（消防非常備の町村を含む。以下同じ。）

(1)の有床診療所を管轄する消防本部（682本部）

### 5 システムの利用対象者の追加

有床診療所を新たに追加する場合は、消防本部は、必要事項（管轄消防本部名称並びに有床診療所の名称及び所在地）を記載の上、電子メールにて消防庁予防課あてに連絡し、ユーザーID等の交付を受けるものとする。

なお、現在管轄区域内に有床診療所がない消防本部においては、違反処理データベースシステムにアクセスするためのユーザーIDを使用してシステムへのログインは可能であるがパスワードについては、システムの初期設定用パスワードを使用しなければならないことに留意が必要である。

### 6 システムの利用範囲及び機能

有床診療所及び消防本部におけるシステムの入力等が行える範囲は以下のとおりとする。

#### (1) 有床診療所

自らの有床診療所情報に限り入力・閲覧・出力が可能（他の有床診療所情報へのアクセスは不可）

#### (2) 消防本部

各消防本部の管轄区域内に存する有床診療所情報の入力・閲覧・出力が可能

### 7 事業者によるシステムの利用（別添1を参照）

#### (1) 初期設定（詳細は別添1の「1. SSL 証明書インストール手順」を参照）

ア 医療部局から送付されたSSLクライアント証明書をインストールする。

イ 医療部局から送付されたユーザーID及びパスワードによりシステムにログインする。（システムURL：<https://secure.fdma.go.jp/boukachk/>

ウ 初回のシステムログイン時にパスワードを変更した後、有床診療所において過去に実施している法令点検等の書類を元に、点検項目（別添2を参照）に入力し登録する。

なお、変更したパスワードは、管理簿等により適正に管理し保管するものとする。

#### (2) 防火対策チェック項目への入力

##### ア 入力時期

事業者は、各種法令点検実施後や避難訓練終了後等において、随時、システムに入力するものとする。

イ 入力した内容に変更が生じた場合は、随時、システムの内容を更新する。

#### (3) アラートへの対応

入力時、アラート表示のあった部分については、実施又は改善を図った上で、再度入力する。

#### (4) 日常管理項目

日常的な防火に係る管理状況等の確認に活用できる点検項目については、システムログイン後に表示される「メニュー画面」の「資料ダウンロード」メニュー（以下「資料ダウンロードメニュー」という。）から「日常管理項目一覧.xlsx」をダウンロードし活用する（システムへの入力は不要）。

#### (5) システムへのログイン周期

防火対策に漏れがないかを確認するため、少なくとも月に1回はシステムを利用するものとする。

#### (6) その他

システム操作マニュアル等の資料は、適宜資料ダウンロードメニューから最新のものをダウンロードし活用するものとする。

### 8 消防本部におけるシステムの活用等（別添3を参照）

#### (1) 初期設定（詳細は別添4を参照）

ア SSLクライアント証明書をインストールする（違反処理データベースシステムにアクセスするために既にインストールしている場合は不要）。

イ ユーザーID（別添5参照）及び初期パスワード※によりシステムにログインする（システムURLは、7(1)イに記載のものと同じ。）。

※ 初期設定パスワードは、セキュリティの観点から本通知には掲載せず、別途連絡する。

ウ 初回システムログイン時にパスワードを変更する。変更したパスワードは、管理簿等により適正に管理し保管するものとする。

#### (2) システムの活用

消防本部は、入力された点検項目の履行状況や事業所のシステムへのログイン履歴等を把握し、立入検査等の実施計画等に活用するとともに、必要に応じて医療部局又は建築部局と連携し、効果的な是正指導に活用するものとする。

#### (3) その他

システム操作マニュアル等の資料は、適宜資料ダウンロードメニューから最新のものをダウンロードし活用するものとする。

### 9 関係行政機関との情報共有

消防本部は、インターネット回線を利用しオンラインで事業者の入力情報等を確認することができるが、医療部局及び建築部局へはシステムへのアクセス権限を付与していないため、消防本部は以下により、システムから出力した情報を電子メール等により医療部局及び建築部局に提供し、同一の情報を共有するものとする。

#### (1) 医療部局又は建築部局からの照会

医療部局又は建築部局から消防本部にシステムの入力情報の有無やその内容について、照会があった場合は、随時、システムに入力されている当該診療所の情報を提供するものとする。

#### (2) 継続違反事業所等に係る対応

システム上で違反が継続されている事業所やシステムへアクセス履歴が長期間認められない事業所については、適宜医療部局及び建築部局と情報共有を図るとともに、必要に応じ連携した是正指導を実施すること。

#### (3) 定期的な情報共有

消防本部は、関係行政機関との定期的な情報共有を図るため、(1)及び(2)に加え、四半期（6月・9月・12月・3月末）ごとに1回、「違反項目が存する事業所一覧」、「一定期間シ

システムへログインしていない事業所一覧」を出力し、関係する医療部局及び建築部局へ電子メールにより送付するものとする。

#### (4) 関係行政機関における情報提供先

(1)～(3)の送付先の選定については、別添6を基本とし、次のア及びイ等を参考に、事前に医療部局及び建築部局と、情報共有に際し情報の提供先その他必要な事項を協議しておくこと。

ア 医療部局（厚生労働省ホームページ）

URL: [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)

イ 建築部局（国土交通省ホームページ）

最新版でない可能性があるため、個別に確認すること。

URL: [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071129\\_2/01.pdf](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071129_2/01.pdf)

## 10 事業者への周知

システムの運用開始及び初期情報の入力等（7(1)ア～ウに記載した事項）については、厚生労働省から都道府県等の衛生主管部局を通じて事業者に対して協力依頼が行われることとなっており、各消防本部においては、必要に応じて関係行政機関と連携し、有床診療所におけるシステムの利用について促進を図っていただくようお願いいたします。参考として、消防庁から厚生労働省あてに送付した周知依頼文の別添資料は別添7のとおり

## 11 その他

### (1) 事業者からの問合せ対応

事業者からのシステムの使用方法等についての問い合わせは、別添マニュアル等により消防本部において対応をお願いします。ただし、建築基準法や医療法に基づく防火対策チェック項目についての質問など明らかに他部局に係る問い合わせに対しては、9(4)により確認された関係行政機関と連携した対応をお願いします。

### (2) 消防本部からの問合せ

システムに不具合が生じた場合は、原則、電子メールにより以下の消防庁予防課担当者に連絡するようお願いいたします。

## 12 添付資料

- (1) 【別添1】有床診療所防火対策自主チェックシステム操作マニュアル（有床診療所向け）
- (2) 【別添2】有床診療所防火対策自主チェックシステム入力項目一覧
- (3) 【別添3】有床診療所防火対策自主チェックシステム操作マニュアル（消防本部向け）
- (4) 【別添4】「内部事務処理系システム（違反処理データベースシステム）のSSLクライアント証明書の更新について」（平成26年3月12日事務連絡）
- (5) 【別添5】有床診療所防火対策自主チェックシステムユーザーID一覧（消防本部）
- (6) 【別添6】有床診療所防火対策自主チェックシステム情報共有の体制
- (7) 【別添7】有床診療所防火対策自主チェックシステム事業所向け周知文書
- (8) 【参考】消防機関の保有する有床診療所に係る対象物情報の提供について（平成26年2月19日消防予第44号）

予防課企画調整・制度・防災管理係 担当：伊藤（要）、齋藤（貴）、安田 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533 E-mail：t2.yasuda@soumu.go.jp
---